

富里市新型インフルエンザ等 対策行動計画（素案）

令和 年 月
富 里 市

富里市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 年 月

目 次

I	はじめに.....	1
II	新型インフルエンザ等対策の基本方針.....	4
1	新型インフルエンザ等の対策及び基本的戦略.....	4
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方.....	6
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点.....	9
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等.....	12
5	対策推進のための役割分担.....	13
6	行動計画の主要 7 項目.....	20
(1)	実施体制.....	20
(2)	情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	28
(3)	まん延防止.....	34
(4)	ワクチン.....	38
(5)	保健.....	57
(6)	物資.....	63
(7)	市民の生活及び地域経済の安定の確保.....	66
(参考)		
	医療計画・予防計画との関係.....	73
	政府・県・市町村対策本部の関係.....	74

I はじめに

「富里市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活等に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成26年9月に策定された。

この度、令和6年7月に改定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び令和7年3月改定の「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を受け、市行動計画においても改定を行う。

この計画は、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条に規定にされる市町村計画である。

新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）の発生に備え、市全体の態勢を整備するため、ここに市行動計画を定める。

＜国と県の行動計画＞

1 政府行動計画

新型インフルエンザ等対策政府行動計画は、新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

従前の新型インフルエンザ等対策政府行動計画は、平成25年に策定されたものであるが、今般、初めてとなる抜本改正を行う。

具体的には、

- ・ 新型コロナ対応の経験やその間に行われた関係法令等の整備
- ・ 内閣感染症危機管理統括庁や国立健康危機管理研究機構の設置等を通じた感染症危機対応への体制整備
- ・ 国及び都道府県の総合調整権限・指示権限の創設・拡充によるガバナンス強化等を踏まえ、各種の対策を抜本的に拡充し、具体化している。

2 県行動計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づく行動計画とするため、県では平成25年11月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

令和6年7月、新型コロナウイルス感染症の対応や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の抜本的な改定が行われ、令和7年3月、千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画についても抜本的な改定を行った。

千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画は、千葉県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すもので全庁（出先機関を含む）が一体となって取組みを推進し、対策を実施するとされている。

なお、市行動計画の対象とする新型インフルエンザ等は、政府行動計画及び県行動計画と同様、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものとする。

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ隨時見直す必要があり、また、政府行動計画及び県行動計画が変更された場合も、適時適切に変更を行うものとする。

II 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の対策及び基本的な戦略

本市は、日本の空の玄関口である成田国際空港に隣接していることから、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国内でも早い段階での発生の可能性があり、市民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えることが懸念される。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くがり患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置き、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

なお、新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定する。

(1) 生命と健康の保護

市民の生命及び健康を保護するため感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。また、流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないように努め、適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 生活と経済の維持

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。地域での感染対策や通勤・出勤形態の工夫等により、欠勤者の数を減らす。また、各事業所では事業継続計画の作成及び実施により、医療の提供や、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の特徴、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案する。国と県の決定に基づき、市行動計画等から実施すべき対策を決定する。

(1) 市が取り組む発生段階に応じた対応

新型インフルエンザ等の対策は、発生の段階や状況の変化により柔軟に対応していく必要がある。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、一連の流れを持った戦略を確立する必要がある。

ア 発生前の段階（準備期）

地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンの供給体制の整備、市民に対する啓発等、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

イ 感染症が発生した段階（初動期）

直ちに、対策実施のための体制に切り替える。国内、県内での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行い、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

ウ 対応期

発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施する。感染拡大のスピードを抑制するためには、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。

発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。医療体制や感染拡大防止策について市民への積極的な提供を行う。

(7) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

(8) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 国、県、関係機関との連携協力

国、県、近隣市町、成田国際空港ほか事業所等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

(2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心をできる限り確保し、新型インフルエンザ等による社会の

分断が生じないよう取り組む。

(3) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともありますと想定され、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

富里市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、千葉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。その場合、県はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(5) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等については、以下の内容を踏まえ、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

- ① 協力医療機関や嘱託医と連携した、施設や各運営法人等による自主的な体制の構築
- ② 研修や訓練等を通じた、施設職員の感染拡大防止に係る知識や認識の向上
- ③ 感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を速やかに行うための連絡体制の強化
- ④ 感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の作成や周知

(6) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や、避難所施設の確保及び避難所における感染対策、自宅療養者等の避難のための情報提供等の体制整備を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県等と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

(7) 記録の作成・保存

発生した段階で、市策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 被害想定の考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類（例として、まん延防止であれば、「6 行動計画の主要7項目（3）まん延防止」）を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては「6 行動計画の主要7項目」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割について以下に示す。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国はWHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び当該閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段

階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

② 県の役割

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関して、主体的な判断と対応を行う。

平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関若しくは医療機関又は宿泊施設等と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制や宿泊療養体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

また、千葉県は成田国際空港、千葉港及び木更津港を擁しており、全国で最も早く患者が発生する可能性があるほか、患者発生後も国際的な往来の継続に対応する必要がある。感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせるためにも、検疫所をはじめとする関係機関と平時か

ら連携する等、患者発生以降に行うまん延防止対策を適切に実施するための体制を整備する。

これらにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される千葉県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画、医療計画、健康危機対処計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。

さらに、県は、地域の健康危機管理体制の充実強化を図ることを目的に、保健所を中心とした関係機関間の連携を強化するため、地域の専門職能団体、市町村、警察、消防及び医療機関等で構成される印旛地域災害・感染症等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、有事の際の適切かつ迅速な情報交換等を可能とするべく、平時からの地域におけるネットワークづくりを推進する。

その他、平時から衛生研究所等や感染症指定医療機関等、高い専門性を有する関係機関間の連携の強化に努める。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、P D C Aサイクルに基づき改善を図る。

国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、県は直ちに、県対策本部を設置し、県対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。具体的な対策の検討に当たっては、必要に応じて、専門部会を設置し、専門的立場からの意見を聴

く。また、本部会議を円滑に行うため、千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催し、庁内関係各課の情報共有と連携を図る。

さらに、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援する。なお、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行うほか、近隣都県とも連携を図り、必要に応じて国へ要望を行うなど、県域における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を果たすため、あらゆる手段を講じる。

(3) 市の役割

市民に最も近い行政単位として、市民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定に積極的に取り組み、研修や訓練を通じて適宜見直しを行うこと

及び連携協議会や対策会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、感染や重症化しやすいグループが共同生活を送っていることから、施設管理者、従業員及び施設利用者が正しい知識を理解し、平時から感染予防策を講ずることで、施設内への持込みを防ぐことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、積極的な感染拡大防止策を講ずると共に、患者への早期対応や重症化した際の対応可能な医療機関への移送等、施設利用者の安全を確保する必要がある。

各施設においては、「インフルエンザに関する特定感染症予防指針」に基づいて、施設内に感染症対策委員会を設置し施設内の感染対策の指針を策定する等、組織的に対応できる体制の構築に努める。

(7) 登録事業者の役割

特措法に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、業務継続計画を策定し、平時から従業員への感染対策の実施等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画を実行し、可能な限り、その業務を継続的に実施するよう努める。

(8) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民等の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(9) 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、基本的感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の

発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生状況や国、県、市町村が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を実施するよう努める。

6 行動計画の主要 7 項目

新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の 7 項目を市行動計画の主な対策項目とする。

(1) 実施体制

ア 準備期

新型インフルエンザ等が県内で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

健康推進課をはじめ、庁内関係各課等においては、国、県等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

(7) 富里市新型インフルエンザ等警戒本部の構成員

【本部長】健康福祉部長

【本部員】総務課長、広報情報課長、防災課長、市民課長、市民活動推進課長、経営戦略課長、社会福祉課長、子育て支援課長、高齢者福祉課長、健康推進課長、農政課長、商工観光課長、環境課長、建設課長、上下水道課長、教育総務課長、学校教育課長、消防総務課長、予防課長、消防署長

海外で新型インフルエンザ等が発生した時は、富里市新型インフルエンザ等警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置するとともに、必要に応じ警戒本部会議を開催し、情報の収集及び提供、初動体制の確認等を行う。

(4) 富里市新型インフルエンザ等対策本部の構成員

【本部長】市長

【副本部長】副市長、教育長

【本部員】総務部長、企画財政部長、健康福祉部長、経済環境部長、都市建設部長、教育部長、消防長、議会事務局長

【本部連絡員】総務課長、広報情報課長、防災課長、市民課長、市民活動推進課長、経営戦略課長、財政課長、課税課長、納税課長、社会福祉課長、生活支援課長、子育て支援課長、高齢者福祉課長、国保年金課長、健康推進課長、農政課長、商工観光課長、環境課

長、建設課長、都市計画課長、上下水道課長、会計課長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、図書館長、消防総務課長、予防課長、消防署長

県内で新型インフルエンザ等が発生したとき、又は政府により「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がされたときは、特措法第34条第1項の規定により、市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害を防止及び社会機能維持を図る。

本部長は、必要に応じ市対策本部会議を招集するものとする。

(4) 富里市危機管理体制の仕組み

- ・ 富里市新型インフルエンザ等（感染症名）感染症 市警戒本部の配置
- ・ 富里市新型インフルエンザ等（感染症名）感染症 市対策本部の設置
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、富里市新型インフルエンザ等（感染症名）感染症 市対策本部の設置

発生段階別の市の体制

時期	海外発生期	国内発生期	県内感染期	小康期
発動者	健康福祉部長 〈庁内組織〉 市警戒本部	市長 〈庁内組織〉 市対策本部	市長 〈庁内組織〉 市対策本部	市長 〈庁内組織〉 市対策本部
具体的な対応	本部員は感染情報に注視し情報の共有に努める。	感染拡大の防止を考慮し、業務の縮小・休止のうち、可能な業務について実施する。	感染拡大の防止を考慮し、業務の縮小・休止をする業務について実施する。	市対策本部の廃止とともに、感染収束の状況により、順次、通常業務へ移行する。

※ 特措法第34条の規定により、国の緊急事態宣言がなされ指定地域となつた際は、特措法に基づく市対策本部を直ちに設置する。また、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。

(I) 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(健康福祉部)

(†) 市行動計画等の作成や体制整備・強化

a 市は、市町村行動計画を作成・変更する。市町村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞く。(健康推進課)

b 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。（健康推進課）

(カ) 関係機関との連携強化

- a 国、県と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（健康推進課）
- b 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。（健康推進課）

イ 初動期

新型インフルエンザ等が県内外で発生し、又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部会議を開催し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、県等からの情報提供を速やかに収集し、庁内関係各課へ情報共有を行う。（健康推進課）

(イ) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- a 市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（健康推進課、関係各課）
- b 市は、必要に応じて、「（1）実施体制 ア準備期」を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（健康推進課、関係各課）

④ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国等からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。（健康推進課、関係各課）

ウ 対応期

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでその間の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、県の指示に従い、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(7) 対策の実施体制

- a 市は、県等と連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備した上で、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。（健康推進課）
- b 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。（健康推進課、総務課）

(8) 職員の派遣・応援への対応

- a 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請し、県はこれに対応する。（健康推進課、関係各課）
- b 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。（健康推進課、総務課）
- c 新型インフルエンザ等が発生した場合、全人口の25%が約8週間の流行期間に約2週間のピークを作りながら順次り患すると仮定しており、社会・経済的な影響として、本人のり患及び看護等のため、最大40%程度が欠勤する見込みである。所属長は、窓口当番等のローテーションやチームでの業務対応など、職員が適宜休憩や休養が取れるよう配慮し、特定の個人に過重な負担がかからないようにする。（関係各課）

《市職員出勤予想人数》

職員数 (令和7年10月1日)	り患割合 (25%)	職員の欠勤数 (40%)	出勤予想数 (60%)
466人	116人	186人	279人

(b) 必要な財政上の措置

市は、国等からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。（健康推進課、財政課）

(I) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等について
これらの措置の実施に係る考え方等については、「（3）まん延防止」の記載を参照する。

(a) 緊急事態宣言

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。（健康推進課）

(b) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。（健康推進課）

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

ア 準備期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、適切に判断・行動できるようになることが重要である。このため、平時から感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

イ 市における情報提供・共有について

a 地域における市民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きい。市においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章

及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。（健康推進課、関係各課）

b 準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も考えられる。（健康推進課）

(4) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について
市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と市行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておくことも考

えられる。（健康推進課）

(4) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、県からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。（健康推進課）

イ 初動期

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、市は、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(7) 市における情報提供・共有について

- a 市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。（健康推進課、関係各課）
- b 準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（健康推進課、関係各課）

(8) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。（健康推進課）

(9) 地域における情報提供・共有（双方向のコミュニケーションの実施）

市は、県から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置をはじめとした市民からの相談体制の整備を行う。相談窓口では、県等が作成したQ & A等を活用し、市民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口を健康推進課に設置し、適切な情報提供に努める。（健康推進課）

ウ 対応期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようになることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(7) 市における情報提供・共有について

- a 市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。（健康推進課、関係各課）
- b 準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共

有、リスクコミュニケーションを行う。（健康推進課、関係各課）

(イ) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民に最も近い行政単位として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。（健康推進課）

(ウ) 地域における情報提供・共有（双方向のコミュニケーションの実施）

市は、県から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等を継続する。市民からの問合せが殺到することを想定し、対応できる相談窓口を健康推進課以外にも設置し、適切な情報提供に努める。（健康福祉部）

(3) まん延防止

ア 準備期

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

(7) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- a 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。（健康推進課）
- b 自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（健康推進課）
- c 市は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。（健康推進課）
- d 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）

公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。県が対策を講じる場合には、市民が理解し協力できるよう周知を行っていく。（関係各課）

イ 初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(7) 市内でのまん延防止対策の準備

市は、県等からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（健康推進課）

ウ 対応期

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

(7) 患者や濃厚接触者への対応

市は、患者（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者の対応（外出自粛要請等）として、周知等を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。（健康推進課）

(4) 外出等に係る要請等

県が外出自粛要請等を行った場合、市は県と協力し、市民に対して周知等を行う。（健康推進課）

(5) 基本的な感染対策に係る要請等

a 市は、市民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。（健康推進課）

b 市は、市公式ホームページや行政パートナーリンク、防災行政無線等を使用して、基本的な感染対策の周知に努める。（健康推進課）

(1) 事業者や学校等に対する要請

a 市は、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下

「施設管理者等」という。)に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請があった場合には、その要請に速やかに従う。（関係各課）

- b 市は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、県が提供・共有する情報等を踏まえつつ、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する。（健康推進課）
- c 市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。（健康推進課）
- d 市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、県からの要請に従い、市は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき臨時休校（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行う。（健康推進課、子育て支援課、社会福祉課、学校教育課、関係各課）

(4) ワクチン

ア 準備期

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県及び市町村のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(7) ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。（健康推進課）

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
□消毒用アルコール綿	□マスク
□トレイ	□使い捨て手袋（S・M・L）
□体温計	□使い捨て舌圧子
□医療廃棄物容器、針捨て容器	□膿盆
□手指消毒剤	□聴診器
□救急用品	□ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	【文房具類】
・ 血圧計等	□ボールペン（赤・黒）
・ 静脈路確保用品	□日付印
	□スタンプ台
	□はさみ

・輸液セット	【会場設営物品】
・生理食塩水	□机
・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	□椅子 □スクリーン □延長コード □冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 □ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 □耐冷手袋等

(4) ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、隨時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。（健康推進課）

(5) 接種体制の構築

a 接種体制

市は、富里市医師連絡協議会等（以下「協議会等」という。）の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。（健康推進課）

b 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員

については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち市民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（健康推進課）

c 住民接種

(a) 市は、住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、協議会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。（健康推進課）

- ・ 接種対象者数
- ・ 庁内の人員体制の確保
- ・ 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- ・ 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- ・ 接種に必要な資材等の確保

- ・ 国、県及び市町村間や、協議会等の関係団体への連絡体制の構築
 - ・ 接種に関する市民への周知方法の策定
- (b) 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、接種体制を検討する。さらに、養護教諭をはじめとする教職員や保育士等の接種についても検討を行う。(健康推進課、高齢者福祉課、社会福祉課、子育て支援課、学校教育課、関係各課)

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1歳から6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E 1	
乳児保護者*	人口統計（1歳未満）×2	E 2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・	人口統計（6歳から18歳未満）	F	

高校生相当			
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

(c) 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、協議会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、協議会等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。（健康推進課）

(d) 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起らないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する

こと。なお、医師及び看護師の配置については市が直接運営し、所属する医療機関と委託契約を行う。（健康推進課）

(I) 情報提供・共有

a 市民への対応

平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。（健康推進課）

b 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、協議会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。（健康推進課）

c 庁内関係各課との連携

市は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び関係各課との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。（健康推進課、総務課）

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び同法第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組

に努める必要がある。（健康推進課、学校教育課）

d DXの推進

- (a) 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。（健康推進課、広報情報課）
- (b) 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。（健康推進課、広報情報課）
- (c) 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。（健康推進課）

イ 初動期

準備期から強化した接種体制等を活用し、国及び県と連携しながら、速やかな予防接種へとつなげる。

(7) ワクチンの接種に必要な資材

市は、「4ワクチン ア準備期 (ア) ワクチンの接種に必要な資材」において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。（健康推進課）

(4) 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は、協議会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて協議会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。（健康推進課）

(5) 住民接種

a 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。（健康推進課）

b 接種の準備に当たっては、健康推進課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。（健康推進課、総務課、関係各課）

c 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説

明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、協議会等と連携すること。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。（健康推進課）

- d 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は協議会等の協力を得て、その確保を図る。（健康推進課）
- e 市は、接種が円滑に行われるよう、協議会等、近隣市町、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県においては、市町村の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。（健康推進課）
- f 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、協議会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。（健康推進課、高齢者福祉課、社会福祉課）
- g 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当

該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。（健康推進課）

h 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。（健康推進課）

i 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関しては、あらかじめ協議会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処

置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、協議会等や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、協議会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。（健康推進課）

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
□消毒用アルコール綿	□マスク
□トレイ	□使い捨て手袋（S・M・L）
□体温計	□使い捨て舌圧子
□医療廃棄物容器、針捨て容器	□膿盆
□手指消毒剤	□聴診器

□救急用品	□ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	【文房具類】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	□ボールペン（赤・黒） □日付印 □スタンプ台 □はさみ
	【会場設営物品】
	□机 □椅子 □スクリーン □延長コード □冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 □ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 □耐冷手袋等

j 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。（健康推進課）

k 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ベルトスタンドなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮すること。また、会場の確保については、被接

種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。（健康推進課）

ウ 対応期

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(7) ワクチンや必要な資材の供給

- a 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。（健康推進課）
- b 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。（健康推進課）
- c 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。（健康推進課）

d 市は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。（健康推進課）

(イ) 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（健康推進課）

(ロ) 地方公務員に対する特定接種の実施

国が特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（健康推進課、総務課、関係各課）

(ア) 住民接種

a 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（健康推進課）

b 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。（健康推進課）

c 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する

資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。（健康推進課）

- d 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。（健康推進課）
- e 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。（健康推進課、高齢者福祉課、社会福祉課）
- f 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、協議会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（健康推進課、高齢者福祉課、社会福祉課）

④ 接種に関する情報提供・共有

- a 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国等からの要請を受けて、国等に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。（健康推進課）

- b　市が行う接種勧奨については、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。（健康推進課）
- c　接種会場や接種開始日等について、ウェブサイト等を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、市広報紙への掲載等、紙での周知を実施する。（健康推進課）

(b) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、協議会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（健康推進課）

(c) 接種記録の管理

市は、自治体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（健康推進課）

(d) 健康被害救済

- a　予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行

われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は本市となる。（健康推進課）

- b 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項の規定に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。（健康推進課）
- c 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。（健康推進課）

(4) 情報提供・共有

- a 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国等が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。（健康推進課）
- b 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。（健康推進課）
- c パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。（健康推進課）

(1) 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。（健康推進課）

(2) 住民接種に係る対応

a 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。（健康推進課、健康福祉部）

b 特措法第27条の2第1項の規定に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

(a) 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

(b) ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

(c) ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

(d) 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

c これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。（健康推進課、健康福祉部、広報情報課）

(a) 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。

- (b) ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
- (c) 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

(5) 保健

ア 準備期

県から提供された感染症に係る情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

(7) 人材の確保

市は、県等からの人材派遣について要請がある場合、健康福祉部内で協議の上、応援派遣を行う。（健康推進課、健康福祉部、関係各課）

(4) 業務継続計画を含む体制の整備

市は、庁内業務に関する業務継続計画を策定する。なお、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からＩＣＴや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。（健康推進課）

(5) 研修・訓練等の実施

市は、県からの研修・訓練の招集があった際には、積極的に参加し、庁内で情報共有を行う。参加する職員は、専門職等に限らず、事務職員にも参加を促し、市一体となって取り組む。（健康推進課、関係各課）

(I) 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、協議会等や健康づくり推進審議会、消防機関等を活用し、平時から専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ連携を強化する。（健康推進課）

(II) 庁内及び県等の体制整備

- a 県からの要請を受けて、市は、健康観察を実施できるよう体制を整備する。（健康推進課）
- b 市は、県等からの要請により、保健所が行う市内公的機関や入所施設等で感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査を支援する。（健康推進課、関係各課）
- c 市内での鳥インフルエンザの発生状況等を把握し、市民に情報提供・共有を行う体制を整備する。（農政課、関係各課）

(III) DXの推進

市は、市内医療機関に対して医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を活用し、病院の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握する。（健康推進課）

(IV) 地域における情報提供・共有

- a 市は、県から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の

設置をはじめとした市民からの相談体制の整備を行う。（健康推進課）

b 市は、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。（健康推進課）

イ 初動期

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

県等が定める予防計画並びに保健所及び衛生研究所等が定める健康危機対処計画等に基づき、保健所及び衛生研究所等が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

⑦ 有事体制への移行準備

市は、県から要請があった際は、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G－MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。（健康推進課）

(4) 健康観察

市は、県が実施する健康観察に協力する。県等からの人材派遣について要請がある場合、健康福祉部内で協議の上、応援派遣を行う。
(健康推進課、健康福祉部、関係各課)

ウ 対応期

新型インフルエンザ等の発生時に、県等が定める予防計画並びに保健所及び衛生研究所等が定める健康危機対処計画や準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び衛生研究所等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(7) 相談対応

市は、新型インフルエンザ等ワクチン接種を円滑に進め、重症者や死者を減らすとともに、感染症のまん延防止対策に全庁体制で取り組むため、電話対応業務及び接種予約サポートを整備する。(健康推進課、健康福祉部)

(4) 検査・サーベイランス

市は、検査実施の方針等に関する情報について、市民等に分かりやすく提供・共有する。（健康推進課）

(5) 積極的疫学調査

市は、県等から積極的疫学調査の依頼があった際には、患者とその濃厚接触者に対して行動歴や家族状況等の聞き取りに協力する。（健康推進課）

(I) 宿泊療養施設の対応

市は、市内で宿泊療養施設となったホテルについて、市対策本部会議で報告を行い、国・県の方針に従う。（健康推進課、関係各課）

(6) 健康観察及び生活支援

- a 市は、県が実施する健康観察に協力する。（健康推進課）
- b 市は、必要に応じ、県と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接觸者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。（健康推進課、健康福祉部）
- c 市は、感染症法に基づき、保健所から自宅療養又は自宅待機を指示された者に対し、食料品及び日用品の提供を行う。（健康推進課、健康福祉部）

(カ) 健康監視

市は、市内で待機施設として開設したホテルについて、県主導のもと健康監視を実施する。また、市内で待機施設としてホテルを開設する際は、県は地元自治会を通して丁寧な説明を実施する。（健康推進課、関係各課）

(6) 物資

ア 準備期

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市等は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(7) 感染症対策物資等の備蓄等

- a 市は、市行動計画に基づき、保健所応援派遣や住民接種及び特定接種、富里市新型コロナウイルス感染症自宅療養者緊急支援事業等の実施に必要な感染症対策物資等（マスク、ガウン、アルコール消毒薬、使い捨て手袋）を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。（健康推進課）
- b 市が備蓄するマスクについて、必ず医療用でなければならないという規定等はないため、「医療用マスク及び一般用マスクの性能要件及び試験方法：J I S T 9 0 0 1」を参考にして備蓄対応する。（健康推進課）
- c 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（消防機関）

(8) 検査キット

- a 市は、新型インフルエンザ等ウイルスに応じた検査キットを確保する。（健康推進課）

b 市内施設において集団感染した際、必要な検査キットを確保する。 (健康推進課)

イ 初動期

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(7) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、医療機関及び社会福祉施設、市が実施する事業分に対し必要量を確保する（マスク、ガウン、アルコール消毒薬、使い捨て手袋）。 (健康推進課)

ウ 対応期

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(7) 富里市新型コロナウイルス感染症自宅療養者緊急支援事業

市は、自宅療養者が保健所から自宅療養を指示された期間のうち、千葉県から食料支援が届くまでの期間において、生活に必要な、食料品及び日用品の提供を行う。 (健康推進課、健康福祉部)

(4) 保健所応援派遣や住民接種及び特定接種

市は、職員が事業を実施するに当たり、必要な感染症対策物資等
(マスク、ガウン、アルコール消毒薬、使い捨て手袋)を確保する。
(健康推進課)

(7) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

ア 準備期

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(7) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内関係各課との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（健康推進課、関係各課）

(4) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな市民、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（健康推進課、関係各課）

(イ) 物資及び資材の備蓄

- a 市は、市行動計画に基づき、「(6) 物資」における準備期で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。(健康推進課、関係各課)
- b 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(健康推進課)

(ロ) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国等からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について県と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。(健康推進課、関係各課)

(ハ) 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。(関係各課)

イ 初動期

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ

等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(7) 物資及び資材の備蓄

市は、市行動計画に基づき、感染症対策物資等（マスク、ガウン、アルコール消毒薬、使い捨て手袋）を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。（健康推進課、関係各課）

(4) 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（関係各課）

ウ 対応期

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

(7) 物資及び資材の備蓄

市は、市行動計画に基づき、感染症対策物資等（マスク、ガウン、アルコール消毒薬、使い捨て手袋）を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、

必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。(健康推進課、関係各課)

(イ) 市民の心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（健康推進課、関係各課）

(ホ) 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康推進課、関係各課）

(イ) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（学校教育課、関係各課）

(ホ) 生活関連物資等の価格の安定等

a 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみ

が生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（関係各課）

- b 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係各課）
- c 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（関係各課）
- d 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。（関係各課）

(カ) 埋葬・火葬の特例等

- a 市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。（関係各課）
- b 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用

した遺体の保存を適切に行うものとする。 (関係各課)

- c 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。 (関係各課)
- d 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。 (関係各課)
- e あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。 (関係各課)
- f 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となつた場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。 (関係各課)
- g 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。 (関係各課)

(イ) 事業者に対する支援

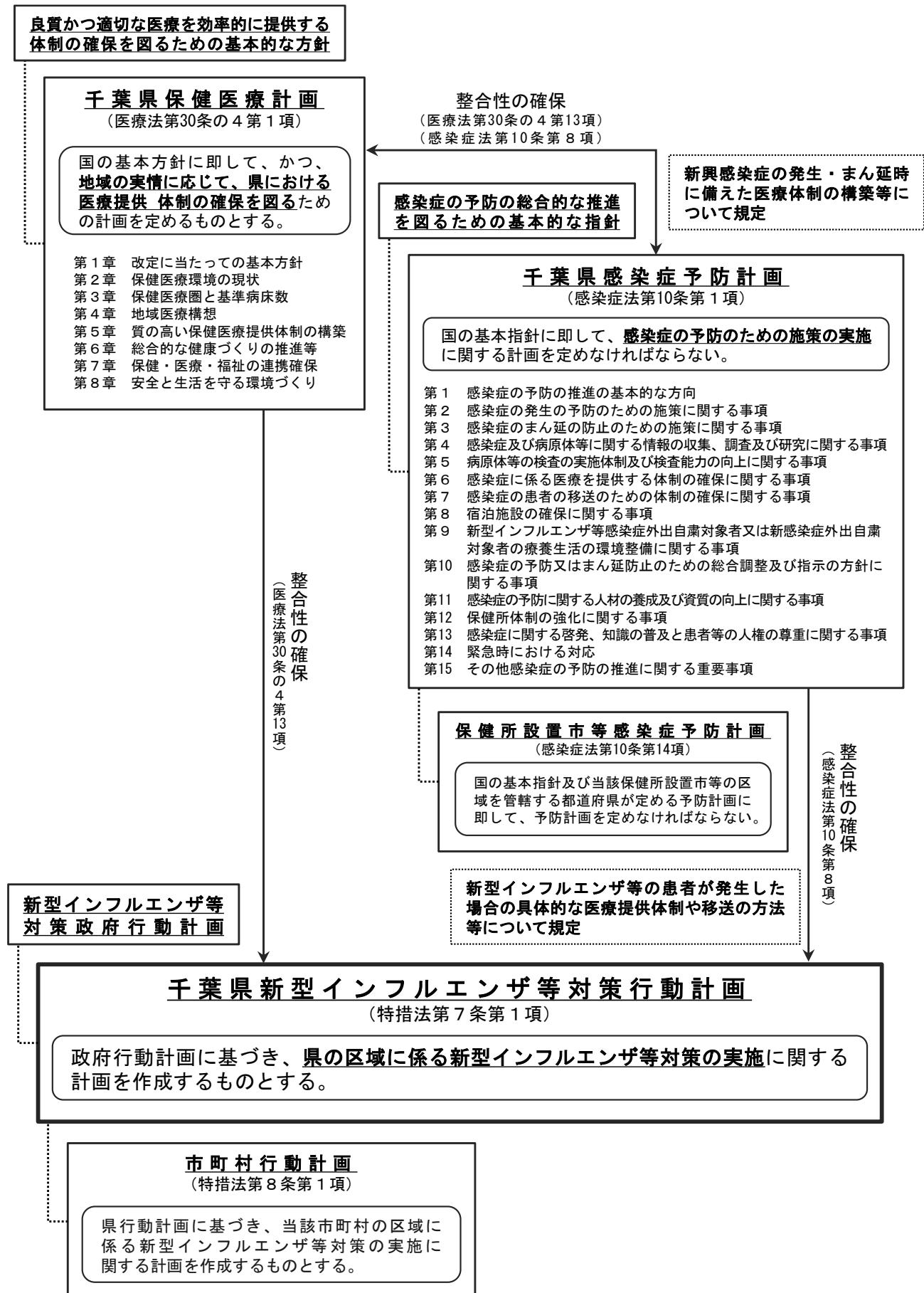
市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。（関係各課）

(ウ) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である市、水道用水供給事業者である印旛郡市広域市町村圏事務組合は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。（上下水道課）

【参考】

医療計画・予防計画との関係



【参考】

政府・県・市町村対策本部の関係

WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC宣言等）する等、新型インフルエンザ等の発生を確認



厚生労働大臣が新型インフルエンザ等が発生したと認め、公表。内閣総理大臣へ報告



内閣総理大臣が政府対策本部設置を閣議決定
※り患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザと概ね同程度
以下と認められる場合は除く。

政府対策本部

本部長：内閣総理大臣

新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（基本的対処方針）を定める。

総合調整の要請等

※基本的対処方針で定める事項：① 発生の状況に関する事実 ② 対処に関する全般的な方針 ③ 対策の実施に関する重要事項



政府対策本部が設置されたとき、知事が直ちに設置
(特措法第22条第1項)

諮詢・答申

専門的立場から意見を聞くため必要に応じて設置

千葉県新型インフルエンザ等対策本部

本部長：知事

副本部長：副知事

本部員：関係部局庁の長

- ◆ 県内における、**新型インフルエンザ等対策の総合的な推進**に関する事務を所掌
- ◆ 分掌事務に応じて、本部には部、部には班を設置

千葉県新型インフルエンザ等対策本部事務局

事務局長：健康危機対策監

事務局次長：健康福祉政策課長

諮詢・答申

対策本部専門部会

設置：本部長

委員：感染症に関する専門的知識を有する者、その他学識経験者等

各種情報提供
協力依頼・要請等



諮詢・答申

専門的立場から意見を聞くため必要に応じて設置

千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議

会長：健康福祉部長

副会長：保健医療担当部長、健康福祉部次長

委員：関係課及び局の長

◆ 庁内各部局間の情報共有と連携

◆ 対策本部会議を円滑に行うために設置

連絡会議専門部会

設置：会長

委員：感染症に関する専門的知識を有する者、その他学識経験者等

総合調整の要請等

市町村対策本部

本部長：市町村長

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、市町村長が直ちに設置